



新緑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

重要情報

1. 欠損金控除取消処分に理由提示不備

税務調査により青色申告承認取消処分を受け、更に青色欠損金についても切捨て処分が行われた事案で、国税側が欠損金切捨ては青色取消に伴うものとして理由附記を省略したため、理由提示無し不利益処分は無効と裁決されました。

2. 国外扶養親族の控除の厳正化

扶養控除額が300万円以上の納税者1,576人を調査したところ、1,296人が外国扶養者だったという結果を受け、平成27年税制改正で、国外に居住する親族の扶養控除の適用に、要件(親族関係の証明書と送金記録の添付)が設けられました。

3. 住宅取得資金の贈与の非課税について

同制度では、優良住宅の取得については最大3,000万円が非課税となりますが「消費税10%が課されていること」が要件になりますので、取得の相手が事業者でない個人等の場合は、要件を満たさず非課税枠が1,200万円に下がります。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



【アルゼンチン首都ブエノスアイレス】アルゼンチンはホワイトラテン文化と言えはいいのでしょうか。景観地区「タンゴストリート」の骨董市には騎士の剣、仕込杖、古びた懐中時計や銀食器が並びます。入植時にヨーロッパ貴族が持ち込んだものだそう。風光明媚なオペラ座も現役でして、まるで中世ヨーロッパの雰囲気味わえます。

☆事務所からの連絡☆

6月のイベント

- ・個人住民税特別徴収納特の下期期限
- ・個人住民税普通徴収第1期納付

税金マメ知識

中小企業や個人事業主でもマイナンバー対策が始まっています。平成27年10月より住民票のある全個人に役所から番号が通知されます。事業者は、従業員・地主家主・士業者などの個人に支払いをしたら、源泉徴収住民税特別徴収や、税務署・市町村への支払額の報告(法定調書・給与支払報告書)などの事務が伴います。従前はこれらの事務に当たり支払先個人の住所氏名(従業員であれば扶養親族の状況も)などを収集すれば足りましたが、今後は個人番号も加わります。従って、事業主はぐっと重大な情報を取扱うことになるため、厳しい取扱いルールが法律で定められました(懲役罰金アリ)。【つづく】

晩酌(ノンアル)のじかん

舞い散る季節も終わり、落ち着いた路面に落ちる淡紫色の花を拾うと豊かな芳香。見上げるとのっぼの木花がうつむき歩く人知れず、咲き誇っています。つつましくも流麗な、『桐』でした。古来からこんなに美しい木花が身近にあったとは。古くはよく女兒が生まれると庭内に植えたそう。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red